

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		史跡名勝天然記念物現状変更事前相談綴ファイル	
行政機関等の名称		小田原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		文化部文化財課	
個人情報ファイルの利用目的		国指定史跡の所有者変更された際に、地方自治体、神奈川県教育委員会をとおして文化庁長官に申請することとなっている（文化財保護法第32条）。現状変更の事前相談内容を保管し、現状変更申請に資するため利用する。	
記録項目		1 地番、2 面積、3 所有者氏名、4 指定年月日、5 住所	
記録範囲		史跡小田原城跡所有者	
記録情報の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない	
記録情報の経常的提供先		神奈川県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	小田原市 総務部 総務課（行政情報センター）	
	(所在地)	〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		—	
個人情報ファイルの種別		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当（提案の募集は当面実施しない）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
行政機関等匿名加工情報の概要		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		含まない（条例要配慮個人情報の規定なし）	
備考		—	